

有限会社船橋互助会契約約款

(令和7年12月1日より適用)

経済産業大臣許可(互)第3023号
有限会社船橋互助会
千葉県船橋市宮本4-1-12 TEL 047(424)7744

加入されたい方は、この約款の内容をよく読んでお申し込み下さい

有限会社船橋互助会（以下「当社」という。）と、互助会加入者（以下「加入者」という。）とは、下記に定めるところにより、互助会契約（以下「契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

この契約は、加入者が将来行う葬祭に備え、所定の月掛金を前払いして支払うことにより、加入者は、葬祭に係わる役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、当社は、加入者の請求により、葬祭に係わる役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。

尚、この契約は、葬祭に係わる役務サービス等の提供を目的とするものであり、銀行、信託等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

第2条（目的の範囲）

目的の範囲を、次の通りとします。

葬式のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取り次ぎ。

第3条（加入の申し込み、約款の交付・再交付）

1、当社に加入されたい方は、当社の定めるところにより、申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申し込みになれば加入できます。その際、当社は、約款を説明の上、書面にてお渡しします。約款は、提供する役務サービス等の内容や取引条件が記載されたものですので、大切に保管してください。

2、第1項に関わらず、加入の申込者又は代理若しくは媒介をするもの（以下「加入者」という）が、以下に掲げる反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）に該当する場合は、加入できません。

（1）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」

第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年経過しない者を含みます）

（2）暴力団関係企業、暴力団準構成員

（3）総会屋等

（4）社会運動標ぼうゴロ

（5）政治活動標ぼうゴロ

（6）特殊知能暴力集団

（7）その他前各号に準ずる団体又は個人

3、加入者が第2項に掲げる反社会的勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なくこの契約を解除します。

4、本約款を紛失等されたときには、加入者からその旨の申し出があれば、速やかに再交付します。なお、再交付の手数料として1通につき550円（消費税込）を申し受けます。

第4条（加入者の名義変更）

1、加入者の申し出による名義変更

加入者の申し出による名義変更（利用権、解約返戻金請求権を含みます。）については、あらかじめ当社の承諾を得て変更することができます。手続きの際には、加入者証及び加入者、譲受人双方の印鑑が必要です。

なお、この変更が加入者の意思によることを確認するため、加入者の本人確認書類が必要となる場合があります。この場合、名義変更手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

2、相続による名義変更

相続による名義変更については、加入者証及び相続人を確認するため書類（戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書及びその他相続人全員の同意書など）をご提出いただくとともに、相続発生を確認するための書類（除籍謄本）をご提示いただくことにより可能です。

なお、相続人が解約を申し入れる場合も、（事前に）名義変更手続きを行っていただく必要があります。

3、第1項及び第2項の場合、名義変更手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

第5条（加入者証の発行）

当社は第3条の加入申込書により所定の手続きを行い、速やかに当社の加入者であることを証する「加入者証」を加入申込者にお渡しします。加入者証は、役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。

なお、第3条の予約金は、月掛金に充当します。

第6条（加入者証の再発行）

加入者証を紛失されたときは、加入者からその旨の届出があれば再発行します。手続きには印鑑が必要です。この場合、旧加入者証は無効となります。

なお、再発行の手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

第7条（住所変更等の届出）

1、加入者が、住所、その他連絡先を変更された場合には、速やかに当社まで届け出てください。

なお、この届出を怠った場合には、当社が知った最終の住所又は居所あてに発した通知は、通常到達するためを要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。

また、連絡先等が変更となり、当社に届出がない場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。

2、契約金額を完納されている105歳以上の加入者が第1項に定める住所変更等の届出を怠ったために当社からの連絡が不能となっている場合、当社より「契約失効予定通知書」を送付し、到着後60日経過後に契約を失効される場合がありますのでご注意ください。

第8条（領収証の発行）

月掛金のお支払いの都度、当社は所定の領収証を発行します。但し、銀行振込又は郵便振替の場合には、その領収証を以て、また、銀行口座引落の場合は、通帳への記載を以て領収証に代えさせていただきます。

第9条（役務提供の種類（契約金額、月掛金の額、支払方法等））

契約金額、月掛金の額、支払方法及び支払時期等は次の通りとします。

但し、施行時に消費税相当額をお預かりいたします。消費税相当額を含む支払い総額は、60,000円コース
66,000円、120,000円コース132,000円となります。

コース	1口の契約金額	月掛金の額	月掛金の回数及び期間	支払方法	支払期間
60,000円コース	60,000円	毎月 1,000円	60回 60ヶ月	集金持参	毎月月末 (但し、月末が休日に当る場合は翌営業日とします)
120,000円コース	120,000円	毎月 2,000円	60回 60ヶ月	送金 口座振替	

第10条（割引制度）

月掛金の一括前払いについては、次の通り割引の特典があります。

(1) 契約金額全額を一括お支払いの場合、1回の月掛金の5回分の額

(2) 6ヶ月分以上をお支払いの場合、6ヶ月分毎に1回の月掛金の1/2回分の額

なお、役務サービス等の提供後の一括お支払いについても同じ取扱いとします。

第11条（役務サービス等の内容）

契約金額に対し、当社が提供する役務サービス等の内容は別記の通りです。

第12条（役務サービス等の提供）

1、加入者が月掛金を1ヶ月以上払い込んだ以後においては、当社は、加入者から請求があり次第、打ち合わせにより取り決めた日にこの契約に従って、1回限り役務サービス等の提供をします。

ただし、契約金額完納前の場合、加入者は契約金額の残額を一括払いしていただく必要があります。

※1 利用権は、加入者の承諾により、あらかじめ登録されている同居の家族内で利用（行使）できます。

なお、登録された家族のご利用に際しては、加入者からの請求が必要となります。

2、加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証及び満期証をご提出いただきます。その際本人確認書類のご提示をいただく場合があります。

また、お亡くなりになった加入者のための葬式にかかる役務サービス等については、喪主又は喪主に準ずる方からの加入者証のご提供があった場合に、提供します。

※2 この場合、加入者からの請求を受けて役務サービス等の提供を行ったものとみなします。

3、契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与、物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。

第13条（契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期）

加入者が、都合により「加入されたコースの役務内容の対象となっていない役務サービス等の提供又はこの契約の対象となっていてもグレードの高い内容の役務サービス等の提供」又は「加入されたコースよりランクが上のコースの役務サービス等の提供」を希望されることによって、契約金額以外に費用が発生する場合には、当社はその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ち、あらかじめ必要な内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。

但し、その費用については、加入者にご負担していただきます。

第14条（役務サービス提供後の月掛金の取扱い）

1、加入者が月掛金の完納前にこの約款に定める役務サービス等の提供を受けた場合、月掛金の残額は第9条及び第10条によりお支払いを継続していただきますが、この時は当社の認める保証人を立てていただきます。

2、前1項による役務サービス等の提供を受けた後の月掛金残額のお支払いが通算して2回分以上遅滞し、書面をもって催告しても、なお20日以上お支払いが無い時は、分割払いの権利及び第10条による割引制度の適用が無くなり、残額を一時にお支払いただきます。

第15条（月掛金終了後の取扱い）

加入者が月掛金の支払いを終了した場合は、当社は書面の方法により終了したことを通知します。

なお、月掛金の支払い終了後も、この契約の定める役務サービス等の提供を受けるまで、利用する権利は保存されます。

第16条（営業保証金等の前受金保全措置）

当社は割賦販売法により、毎年3月31日及び9月30日基準日までに加入者からお預かりした月掛金残高の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じる事が義務付けられており、次の機関と営業保証金の供託及び前受業務保証金の供託委託契約を締結し保全をしています。

営業保証金供託先 千葉地方法務局船橋支局 千葉県船橋市海神町2-284-1

前受業務保証金供託委託契約受託者 千葉銀行 千葉市中央区千葉港1-2

但し、上記の機関については、当社の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、当社の相談窓口にお問い合わせください。

第17条（加入者の権利保護）

当社が割賦販売法第27条（前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取り消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払いを停止したとき）に該当することとなった場合には、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に設置された「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会に移籍されて、移籍先互助会の約款に従って役務サービス等の提供を受けることができます。

又は、加入者が他の互助会に移籍されない場合には、月掛金残高について第16条による当該営業保証金及び前受業務保証金から弁済を受けることもできます。

第18条（移籍）

1、加入者が当社の営業地域外に転居された場合、その転居先を営業地域とする他の互助会が存在し、かつ、その互助会が移籍加入を引き受ける場合に限り、加入者の希望により移籍の手続きをします。

但し、移籍後は、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。

なお、当社が提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

2、加入者保護のため、「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会が、加入者が当初加入了互助会の契約上の権利・義務を承継し、役務サービス等提供を行う場合があります。

この場合、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。

なお、当社が提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

第19条（契約の解除）

1、加入者の都合により、月掛金の支払いを中断する場合は、中断してから5年を経過するとこの契約を解除する場合があります。

(1) 中断をしてから5年を経過後、当社が、20日以上の期間を定めてその支払いを書面で催告してもなお支払いが無いときは、当該期間満了日の翌日をもってこの契約を解除します。

(2) (1)により、契約を解除した場合、当社は解約返戻金の振込口座を確認の上、月掛金残高から所定の手数料を差し引いた第4項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内に振り込みます。口座の確認に際しご回答が無い等で、口座の確認が取れない場合には、解約返戻金は当社にて預かります。

(3) 加入者の解約返戻金を請求する権利は、契約の解除から5年間請求がない場合には消滅します。

2、この契約は、加入者の申し出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除をいい、解約の申し出があった日とは、第3項の書類提出があった日を言います。

この場合当社は、月掛金残高から所定の手数料を差し引いた第4項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、解約の申し出があった日から45日以内に、原則として加入者本人の口座に振り込みます。解約返戻金は口座振込み又は、本社にて手渡し致します。

3、解約手続きは、ご本人確認のため、原則として当社の本社で行います。

(1) 必要書類は自署による解約申込書、加入者証及び満期証、また原則として本人の印鑑（加入申込書に押印した印鑑）又は月掛金の引落口座の印鑑が必要です。

(2) 本人を確認させていただくため、原則として次の物のうち、いずれか一つが必要です。
運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート等。

(3) 加入者本人以外（ご家族・代理人）による解約の申し出及び取立委任については、確認のために委任状、加入者本人の印鑑証明書及び必要書類を提出していただく場合があります。

(4) 加入者本人の死亡に伴う相続人からの解約申し込みの場合は、第4条第2項により事前に名義変更を行っていただく必要があります。

4、解約返戻金は下記の表の金額となります。

(返戻金表)

コース	返 戻 金 額			
60,000円コース 毎月1,000円の 60回掛	1～8回 までは0円	9回目 300円	10回目以降は 1回毎に 900円を加算	60回（終了後） 46,200円
120,000円コース 毎月2,000円の 60回掛	1～6回 までは0円	7回目 1,600円	8回目以降は 1回毎に 1,800円を加算	60回（終了後） 97,000円

第20条（損害賠償の額）

加入者は、互助会事業の廃止等当社の責に帰すべき事由により、契約の目的を達成できなくなったときは、この契約を解除することができます。

この場合、当社は加入者の月掛金残高に法定利率を乗じた金額を加え、遅延なく加入者に金銭でお支払いします。

第21条（営業地域）

当社が役務サービス等の提供を行う地域は、千葉県とします。

第22条（お問い合わせの相談窓口）

この契約についてのお問い合わせ等は、次の場所で行っていますので、ご相談下さい。

●有限会社船橋互助会 本社会員管理課 千葉県船橋市宮本4-1-12

電話 047-424-7744

FAX 047-424-7746

また、下記の通り一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会「契約者相談室」が設けられていますのでお気軽にご相談ください。

●一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会「契約者相談室」

東京都港区西新橋1-18-12 COMS虎ノ門

電話（フリーダイヤル）0120-034-820

第23条（個人情報の取得・利用に関すること）

当社は、本約款に基づく互助会契約に係る施行、宣伝印刷物の送付等営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振込口座・加入者の前受金残高・年令・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等）をあらかじめ書面により加入者の同意（確認書）を得て取得、利用します。また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規程の策定を行います。

第24条（第三者提供に関すること）

① 当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

但し、次の場合は除きます。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

② なお、次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。

(1) 業務委託に伴う個人情報の委託（前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る。）

(2) 合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供（合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。）

(3) 個人情報を共同利用する場合（共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。）

第25条（宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること）

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることができます。

停止のお申し出は、第27条に記載の（個人情報に関する問い合わせ）先までご連絡下さい。

第26条（個人情報の開示・訂正・削除に関すること）

加入者は、当社に対して、加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当核情報の訂正又は削除の請求が出来ます。

開示・訂正・削除等のお申し出は、第27条に記載の（個人情報に関する問い合わせ）先までご連絡下さい。

第27条（個人情報に関するお問い合わせ）

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

●有限会社 船橋互助会 本社会員管理課 ☎ 273-0003 船橋市宮本4-1-12 TEL 047-424-7744

(第11条による当社の役務サービス等提供の内容)

	1,000円×60回 (60,000円コース)	2,000円×60回 (120,000円コース)
葬祭	<ul style="list-style-type: none"> ● 白木格子4尺祭壇3段飾り ● 鯨幕 ● 猫丸白木位牌 ● 焚香用具 ● 受付用具一式 <p>通夜より告別式まで、 専属係員のサービス。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 白木格子5尺祭壇3段飾り ● 鯨幕 ● 白木中上位牌 ● 焚香用具 ● 受付用具一式 <p>通夜より告別式まで、 専属係員のサービス。</p>

※葬祭で提供する祭壇は、上のコースほど品質等が高い物となります。

※葬儀をご自宅以外の寺院、斎場等で行われる場合、会場使用料は別途承ります。

※葬祭施行の際に、上記の他に必要となる宅送り車両、棺、靈柩車、遺影写真、生花、花輪、各種印刷物、会葬帳、香典帳、火葬料、骨壺、式場使用料、僧侶、神官による読経料等、会葬礼状、粗供養品、会葬者接待用料理などは別途料金となります。

(クーリング・オフ)

1、訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）又は電磁的記録により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効力は当該書面を当社の「お問い合わせのご相談窓口」（第22条参照）あてに発信した日（郵便消印日付など）から発生します。

なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。

2、クーリング・オフを行った場合は、

①クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。

②すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。

この場合返還に要する費用は当社が負担します。

③互助会約款に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。

3、なお、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合特定商取引に関する法律第26条第4項第2号（特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承下さい。

4、上記のクーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面又は電磁的記録を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。

消費税についての取り扱い

この契約約款に係わる消費税は、10%で表示しています。

(1) 消費税は、役務を利用された時（施行時）にお預かりします。

(2) 手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預りします。

なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますのでご了承下さい。

この約款は、一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会の監修済み | 監修番号 3-05419

●本約款においての役務サービスは創立当初より継続しています